

(新)

別紙様式第1

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

申込人 (保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者(保険利用者コード: )
住所
氏名
申込人に同じ(記名・押印不要)

保険金受取人(保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者に同じ(記名・押印不要)

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、下記のとおり海外事業資金貸付保険を申し込みます。なお、外貨建対応方式をとる場合にあっては、下記の海外事業資金貸付について外貨を調達して行われるものであることに相違ありません。
※ 内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

Table with 4 columns: 海外事業資金貸付の相手方の名称・住所, 貸付先国又は地域(事業地国), 保証人の名称・住所, 保証国又は地域, 貸付(又は取得)予定金額(外貨), 貸付契約締結日(又は債券取得日), 外貨, 年 月 日, 元本, 元本, 換算率, 利子, 利子, 合計, 合計, 利率, 償還条件, 海外事業資金貸付に係る使途内容, 海外事業資金貸付金債権等に係る貸付(又は取得)予定額、貸付(又は取得)予定日、償還予定額(元本・利子)、償還予定日, 別表のとおり, 保険料支払方法, 保険期間, てん補危険及び付保率, 一括払, 年払, 分割払(第2回支払日: 年 月 日), 非常危険, 信用危険, 特約, 金利計算方式, 外貨建対応方式, 劣後ローン, TOP HEAVY(日割 y/365), TOP HEAVY(日割 y/360), その他, 金利起算区分, 両端A方式, 両端B方式, 片端A方式, 片端B方式, 海外事業資金貸付の相手方に対する経営の支配関係, 出資比率, 役員派遣, その他, 他 の 保 険 契 約, 損失を受けるおそれのある重要な事実, 関連保険証券番号, 連絡先, 担当部署名, 担当者名, 電話, FAX, E-mail, 保険証券・請求書送付先, 備考欄

<再保険会社等への情報提供について>
・貿易保険法第13条において、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」)は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。
・日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
・日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
・日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、別添「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。

2019年4月1日更新

(旧)

別紙様式第1

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

申込人 (保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者(保険利用者コード: )
住所
氏名
申込人に同じ(記名・押印不要)

保険金受取人(保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者に同じ(記名・押印不要)

海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、下記のとおり海外事業資金貸付保険を申し込みます。なお、外貨建対応方式をとる場合にあっては、下記の海外事業資金貸付について外貨を調達して行われるものであることに相違ありません。
※ 内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

Table with 4 columns: 海外事業資金貸付の相手方の名称・住所, 貸付先国又は地域(事業地国), 保証人の名称・住所, 保証国又は地域, 貸付(又は取得)予定金額(外貨), 貸付契約締結日(又は債券取得日), 外貨, 年 月 日, 元本, 元本, 換算率, 利子, 利子, 合計, 合計, 利率, 償還条件, 海外事業資金貸付に係る使途内容, 海外事業資金貸付金債権等に係る貸付(又は取得)予定額、貸付(又は取得)予定日、償還予定額(元本・利子)、償還予定日, 別表のとおり, 保険料支払方法, 保険期間, てん補危険及び付保率, 一括払, 分割払(回/月末日), 分割払(第2回支払日: 年 月 日), 非常危険, 信用危険, 特約, 金利計算方式, 外貨建対応方式, TOP HEAVY(日割 y/365), TOP HEAVY(日割 y/360), その他, 金利起算区分, 両端A方式, 両端B方式, 片端A方式, 片端B方式, 海外事業資金貸付の相手方に対する経営の支配関係, 出資比率, 役員派遣, その他, 他 の 保 険 契 約, 損失を受けるおそれのある重要な事実, 関連保険証券番号, 連絡先, 担当部署名, 担当者名, 電話, FAX, E-mail, 保険証券・請求書送付先, 備考欄

<再保険会社等への情報提供について>
・貿易保険法第13条において、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」)は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。
・日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
・日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。
・日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、別添「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。

2017年11月1日更新



(新)

別紙様式第2

海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

申込人 (保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者(保険利用者コード: )
住所
氏名
申込人に同じ(記名・押印不要)

住所 保険金受取人(保険利用者コード: )
氏名
被保険者に同じ(記名・押印不要)

海外事業資金貸付(保証債務)保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、下記のとおり
海外事業資金貸付保険を申し込みます。
※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

Table with columns for loan details (借入金), interest (元本, 利子), insurance (保険料), and other terms. Includes sections for guarantor information and interest calculation methods.

<再保険会社等への情報提供について>
・貿易保険法第13条において、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」)は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められてい
ます。
・日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件
情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険プ
ローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
・日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切
な措置を講じます。
・日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、別添「再保険会社等への情報開示に係
る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。

(旧)

別紙様式第2

海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

申込人 (保険利用者コード: )
住所
氏名
被保険者(保険利用者コード: )
住所
氏名
申込人に同じ(記名・押印不要)

住所 保険金受取人(保険利用者コード: )
氏名
被保険者に同じ(記名・押印不要)

海外事業資金貸付(保証債務)保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、下記のとおり
海外事業資金貸付保険を申し込みます。
※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

Table with columns for loan details (借入金), interest (元本, 利子), insurance (保険料), and other terms. Includes sections for guarantor information and interest calculation methods.

<再保険会社等への情報提供について>
・貿易保険法第13条において、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」)は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められていま
す。
・日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件
情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険プ
ローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
・日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切
な措置を講じます。
・日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、別添「再保険会社等への情報開示に係
る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。

